

ワイズ・YMCA パートナースhip委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、ワイズ・YMCA パートナースhip委員会と称する。略称をパートナースhip委員会とする。

(目的)

第 2 条 ワイズと YMCA が互いに信頼するパートナーとして、協力関係を強化し、共に成長・発展することを目的とする。日本のワイズと YMCA が手本となって世界、地域のすべてのワイズと YMCA がより良い協働関係が強化されることが期待される。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事、直前理事、次期理事で構成され、委員長は現理事とする。また、委員会所属のタスク担当者を置く。

2. タスク担当者は、委員会で提案されたタスクに対し、委員会承認の下、タスクチームを編成してタスクの実行にあたる。

(任期)

第 5 条 委員長、委員の任期は当該役職任期とする。

2. 補充として選任委員の任期は、前任者の残任期とする。

(付記)

第 6 条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正する事ができる。

2023年4月1日 制定 2023年7月1日 施行